

お客様各位

(一財) 滋賀県建築住宅センター

建築確認申請等手数料の改定について（お知らせ）

日頃から当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

当センターの建築確認申請手数料につきましては、平成 21 年 10 月に改定して以来 10 年間に渡って据え置きとさせていただいてきましたが、その後の建築基準法改正による審査・検査の複雑化に伴う事務量の増加や、この度の消費税率の改正等により現行の手数料を維持していくことが難しくなりました。このため、消費税率改正に伴う特定行政庁（県）の手数料改定を参考に、令和元年 10 月 1 日から建築確認申請手数料を下記のとおり改定させていただきます。

また、建築確認申請手数料の改定にあわせて、その他の業務手数料についても改定をさせていただきますが、今回の改定に際しましては、建築確認申請と同時に長期優良住宅や低炭素建築物の技術的審査申請があった場合には、建築確認検査完了検査手数料の割引を（1,000→4000 円）に増額し、併願申請によるメリットがより発揮される様配慮させていただいたところ です。

今後とも、サービスの更なる充実を図り、お客様の利便性向上に努めて参りますので、何卒、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 施行時期

- 令和元年(2019年)10月1日以降に本申請を受理したものから適用します。
(※WE B申請の受理は本申請の受理ではありませんのでご注意願います。)

2. 主な改定概要

■確認検査業務手数料（別紙 1 参照）

- ・確認申請手数料
- ・中間検査手数料
- ・完了検査手数料
- ・省エネ適判対象建築物の完了検査加算手数料
- ・完了検査手数料の減額

【建築確認申請に併せて長期優良住宅または低炭素建築物の技術的審査申請があった場合、完了検査手数料を 4,000 円減額（減額する額を 3,000 円増額）】

- ・建築設備の小荷物専用昇降機をホームエレベーターの料金区分として明記。

■適合証明業務手数料（別紙 2 参照）

- ・省エネルギー性、耐震性に係る設計検査の場合の加算手数料
- ・省エネルギー性、バリアフリー性に係る完了検査手数料

■その他の業務手数料の改定

- ・住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物技術的審査、住宅性能証明、BELS 評価および省エネ適合性判定業務手数料に係る業務手数料の改定については、各業務手数料規程でご確認願います。

申請手数料の改定概要 (手数料規程より抜粋)

■確認検査業務手数料【別紙1】

【建築物】

床面積の合計	建築確認申請				中間検査					
	現行		改定後		現行		改定後			
	法6条第1項 第4号	法6条第1項 第1～3号	法6条第1項 第4号	法6条第1項 第1～3号	中間検査	再検査	中間検査	再検査		
30㎡以下	9,000	9,000	10,000	10,000	20,000	左欄手数料の 1/2	22,000	左欄手数料の 1/2		
30㎡を超え 100㎡以下	17,000	17,000	18,000	18,000						
100㎡を超え 200㎡以下	25,000	25,000	26,000	26,000					27,000	29,000
200㎡を超え 500㎡以下	36,000	50,000	36,000	52,000					37,000	38,000
500㎡を超え 1000㎡以下	50,000	85,000	52,000	90,000					60,000	60,000
1000㎡を超え 2000㎡以下	85,000	140,000	90,000	140,000					70,000	72,000
2000㎡を超え 3000㎡以下	125,000	185,000	125,000	190,000					80,000	86,000
3000㎡を超え 5000㎡以下	160,000	235,000	160,000	235,000					110,000	120,000

床面積の合計	完了検査									
	現行				改定後					
	中間検査 合格証 有	中間検査 合格証 無	再検査	省エネ適判検 査加算手数料	中間検査 合格証 有	中間検査 合格証 無	再検査	省エネ適判検 査加算手数料		
30㎡以下	21,000	23,000	左欄手数料の 1/2	9,000	22,000	24,000	左欄手数料の 1/2	9,200		
30㎡を超え 100㎡以下										
100㎡を超え 200㎡以下	27,000	30,000			28,000	31,000				
200㎡を超え 500㎡以下	39,000	42,000			40,000	43,000				
500㎡を超え 1000㎡以下	64,000	67,000			64,000	67,000				
1000㎡を超え 2000㎡以下	80,000	86,000			80,000	86,000				
2000㎡を超え 3000㎡以下	90,000	90,000			100,000	110,000				
3000㎡を超え 5000㎡以下	120,000	100,000			123,000	130,000			140,000	124,000

○完了検査手数料の減額 (建築確認申請に併せて下記の技術的審査・検査の申請があった場合)

併願申請の別		性能評価			長期優良 住宅	住宅かし 担保保険	低炭素建築物	法人保険 検査
		設計住宅	建設住宅 (中間対象外)	建設住宅 (中間対象)				
減額する額	現行	2,000	2,000	4,000	1,000	2,000	1,000	2,000
	改定後	2,000	2,000	4,000	4,000	2,000	4,000	2,000

※戸建住宅の場合は、上限は1万円とする。

※共同住宅の場合は、戸当たりの割引とし上限は6万円とする。

【建築設備】

- ・ホームエレベーター等 : ホーム エレベーター、平成12年建設省告示第1413号第1第9号又は第10号に定めるエレベーター及び小荷物専用昇降機をいう。

■適合証明業務手数料 【別紙2】

			現行	改定後
設計検査 加算手数料	Bプラン	省エネルギー性、耐震性に係る場合	20,000	25,000
		バリアフリー性、耐久性・可変性に係る場合		20,000
	Aプラン	省エネルギー性、耐震性に係る場合	20,000	25,000
		バリアフリー性に係る場合		20,000
竣工現場検査 (当センターに確認申請をされている場合)		省エネルギー性、バリアフリー性に係る場合	7,000	10,000
		その他の場合		7,000
竣工現場検査 (上記以外)		省エネルギー性、バリアフリー性に係る場合	10,000	13,000
		その他の場合		10,000